

第7回長野市都市内分権審議会 議事の内容

と き 平成17年10月17日(月)午後2時~
ところ サンパルテ山王 5階 信濃

1 住民自治協議会の必要性を確認することについて

- ・住民自治の基本をなすのが住民自治協議会。住民の意見を捉えていくには欠くことのできない組織。
- ・住民自治協議会の設置については現時点では必要だと思うが、もっと議論が必要。根本的にシステムを変えるので、少なくとも議会の議決は必要と思うし、根拠としての理念的なものを含めた長野市民全体の総意でつくっていくということが必要。必要性だけを認めてもらって準備を進めるのは本末転倒。地域会議の提案もあり、住民自治協議会の全体像もまだ確定していない。ここで全体で意思決定をして事務局サイドを進めることには反対。
- ・住民自治協議会は必要。既存の組織の屋上屋にならないような位置付けが必要。住民自治協議会の協定事業の場合、全くフリーな組織と事業の協定がもてるかという問題が出てくる。条例がいいのか要綱がいいのか別として、位置付けをしっかりとしておく必要がある。
- ・この時点で審議会からお墨付きをいただくようなことは望ましくない。これから審議することがあり、ここで結論を出すことはお墨付きを与える印象を与えかねない。
- ・この自治組織、協議会の設置が一番基本になるので必要。その中の構成については各地区に任せるといいと思う。
- ・予算のためにというのはおかしい。都市内分権をすることは決まったことではない。どうしても予算が必要であれば、当初予算でなくても、補正予算でも間に合う。その前に話し合うことがたくさんある。
- ・都市内分権は皆さん認めている、具体的に住民自治協議会というものが出来ている。これから実施する前提でものを解釈していかないといい意見も出てこない。
- ・内容については、その後も結構だと思う。ある程度の予算は取ってもいいのでは。30地区が一斉にスタート、ということもない。
- ・以前の資料にある、各地区の実施組織を見ると、主な構成員が今と変わらない、これだったらやる必要はないと感じる。NPO団体やボランティア団体など、今入っていない団体が入らないと意味がない。もっと住民自治協議会の内容をきちんと協議して、動いていけるようなところまで詰めていった方がいいと思うので、今の段階では時期尚早。
- ・決定があってはじめて具体的な議論ができると思う。中身に関してはこれから審議するにしても、やることに関しては今日決定して進めていただいた方がいい。
- ・審議会として地区の意見を聴取すると位置付けた。必要性を決定するには地域の皆さんの意見を聞きたい。予算編成のために、ということは訂正していただきたい。審議会の答申が出る前に、3月議会で予算審議をしなくてはいけなくなる。
予算という話は訂正させていただく。基本的には区切りの段階でまとめていきたい、仮まとめとしていきたい。次の段階へ進むために、住民自治協議会の設置については了解を得ていきたい、ということで今回お願いしたい。
- ・必要性は皆さん言っている。その程度でいいんじゃないか。

現時点での確認

住民自治協議会の必要性については、大勢としては必要だと言う意見の方が多い。

2 議事（論点整理について）

論点1 住民自治協議会の設置根拠を条例に求めるべきか否か

- ・長野市内30地区に設置する。均衡を欠くのは良くないので、条例による設置規定が必要。設置条例というのは細かいところまで踏み込んでいく必要はない。「住民自治協議会を設置するものとする」という一下りでいい。
- ・自治基本条例の制定はいつ頃を考えているか。
報告書では、時期の明示はしていない。住民自治協議会の活動が醸成され、そういう機運が高まった段階で検討していく。
- ・執行機関の条例提案でなくても、議会の議員提案でもいいし条例の制定請求でもいいのではないか。
- ・条例設置によって義務的なものになってしまう。自治意識を高揚したり自覚したりして進めていくには、自分たち自身の問題として捉えるべきであり、条例で設置することには反対。
- ・「住民自治協議会を置くことができる」という表現であれば、ある程度緩和されるが、「住民自治協議会を置くものとする」というような義務付けの表現には違和感を感じる。
- ・都市内分権制度という、長野市の総合的な行政システムをつくっていくのであれば、包括した理念的な基本的な条例を議論をしていく必要があるということ、答申に入れるべき。市民がみんなで都市内分権を成功させていく、長野市が都市内分権都市宣言するような、総合的な理念的な条例をつくって、その根拠にしていくべき。
- ・大和市の基本条例では、地域コミュニティをうたっている。今の段階で設置条例をつくってしまうと、次に住民基本条例をつくるときに、その部分が抜けてしまう感じになる。要綱とかで括るのならいいけれども、条例を制定するのは、この時点ではまだやるべきではない。
- ・これから長野市が都市内分権を実施した場合、条例でやるとか要綱でやる、何でやればどうい違いがあるのか説明して欲しい。
他都市の例では、住民などの参加による条例づくりが必要になる。都市内分権審議会ですら自治基本条例の制定に向けた審議はふさわしくないと思う。自治基本条例は、将来的には必要になるが、今の段階では時期尚早。都市内分権の提案は、住民自治協議会の設置と、支所の充実とか地域総合事務所の設置。それらは規則等の中でうたうことができる。総括的な都市内分権のための条例というものは想定していない。
- ・報告書では、自治基本条例制定の機運が高まった段階において、としているが、自治基本条例の議論を併せてやってこそ機運が高まっていく。答申には、時期や方法まで位置付けていくべき。機運が高まったら、ではなく、高めていくために条例制定の運動をやっていくべき。

論点の確認

自治基本条例をいつ決めるか、答申にどう書くかについては検討を要する。大枠として条例に書いた方がいい、という意見が大勢を占めている。
細部については、全体が見渡せることのできるようになった段階で、詰めていく。

論点2 住民自治協議会の標準的なガイドラインについて、審議会としてどの程度示すべきか

- ・ガイドラインは、あくまでも、強制力をもつものではなくて参考にするために、ということならいいのでは。

論点の確認

地区で議論する「たたき台」として、地区の独自性を阻害しない範囲で示していく。内容については、大枠としては、資料2の2ページのとおりだが、肉付けが必要。

論点3 地区活動支援担当職員の配置を、支所とするか本庁とするか

- ・担当職員と支所長との位置付け。各団体、地域を一番把握するのは支所長なので、支所長もその役割を担うのが望ましい。

報告書では、支所長は地区活動支援担当職員とともに、地区住民のまちづくり活動を積極的に支援するほか、住民活動が主体的かつ継続的に行われるよう人材発掘や育成を行う、としている。
- ・担当職員が支所に常駐しても、一日分の仕事はない。当初は住民自治組織をつくるために地域で検討していくが、後半は暇になる。他の地域の情報収集ということからも、本庁において、何ヶ所かの地域を受け持ってやっていくというのが現実的ではないか。

地区によって担当職員の仕事量には差が出てくるだろう。そのため全て専任の職員ではなく、支所の職員が兼ねる場合もある、ということで位置付けている。支援職員をバックアップする本庁の担当課は想定できる。庁内の合意を得た結論ではなく事務局の考えとしては、現在の地域振興課がそういう位置付けになるのではないか。
- ・住民自治組織を指導する人は、相当情報を持っていて、ある程度権限を持っていないとできない。少なくともまちづくりの職員は課長ぐらいの力のある職員を地域に派遣しなければ、その地域は絶対動けない。現在の二表支所にはそのような職位を必要とする仕事はない。課長クラスになると、予算を動かす権限を持っている。それだけ仕事の中身が濃い。地域から出た要望を取り上げてもらうには、それだけの力を持った人間が地域から意見を持ってきて本庁へ届けて予算化していかなければ、仕事はできない。新たに担当者をくっつけるような話じゃだめだ、ということ。

ポイントは職位を課長級にしる、ということにあって、それであれば支所に配置しようが本庁に配置しようが、副次的な問題だということではないか。機構改革をやって、課長級の担当職員を置いて、予算を作る権限を持たせるべきだ、ということか。現実問題としては本庁に配置するのが適当なんだろうが。
- ・住民の力や考えを引き出すには、近いところに担当職員を配置した方がいい。その職員の権限はあまり関係ないのでは。今現在は事務局の担当職員であるだけという感じがする。権限を与えられた職員の配置であれば、支所に置く方がいい。本庁ではそのバックアップ体制を充実して、いろいろな情報を流す。地域から、ということを重ねた方がいい。
- ・担当職員が直接予算要求するのではなくて、支所長に予算要求権を与えればいいのか。そういう意味で、支所が組織的に住民自治協議会を第一次的にバックアップして、主に情報収集、市のまちづくり関係の情報センターとしては、本庁に担当のセクションを設ける。それが支所をバックアップし、支所が住民自治協議会をバックアップするというような構成もありえる。
- ・長野市には「すぐやる課」のような、住民の苦情処理を迅速に対応するようなセクションがあるのか。あるいは、これから設けて、住民の要望に対応していく考えはあるのか。

秘書課に市民サービス係というのを置いたこともあったが、現在はそういった直接的なものはない。広報広聴課が窓口になって要望をお聴きし、それを各担当課へ下ろしている、そこですぐ対応する、という体制。一番要望が強いのが窓口一本化。あと、自宅からでも欲しいものが取れるような体制作りについて、検討をしている。
- ・すぐ近くにいて、担当が本庁の方から情報を提供してくれたり、一緒にそのことについて考えてくれたりということになれば、支所に置く方がよい。
- ・住民自治協議会が市との協定によって実施できる事業を、より具体化していくためには、執行権を持つ人が支所にいた方がいい。財政的な裏付けも支所に与えないと、これらの事業がスムーズに執行できない一面も出てくる。地域でこれらの事業がスムーズに執行できるような、実力のある人を配置するなら、支所に配置する方がいい。

- ・支所へ担当職員を配置することがいいと思うが、現在の支所機能が前提で議論をしている。支所機能についてはこれからの議論であるので、本日のところは、支所に担当職員を配置するという段階でいいかと思う。
- ・都市内分権で一番大事なのは、支所機能の充実。そうすると担当職員は必要。
- ・コストなどを考えると、支所に職員を置くこと自体がイレギュラーである。基本的には本庁に置いて、全体のバランスをとってみるべきであるが、当初地域を支援するために敢えて職員を置くという考え方であるべき。支所に置くことがスタンダードになって、なかなか引き揚げづらくなる。基本的に本庁にある機能を、地域を支援するために、一定期間、職員を支所に派遣する、あるいは支援するという考え方。支所に置くこと自体に反対ではない。
- ・地区活動支援担当ではあるが、人を配置するというだけでなく、そういう機能を持つ支所になる、ということ。支所の機能、権限については今後の議論であるが、支所がそういう機能を持ち最終的に支所長が責任を持つと考えれば、支所に配置するのは当然。

論点の確認

住民との距離を考えた場合には、支所に配置した方がよい。ただ、支所に配置する職員あるいは、支所そのものの機能、権限、予算的な裏付け等については、十分に、更に検討する必要がある。市役所内での分権で更に議論を続ける。

論点4 住民自治協議会役員の報酬を有償とすべきか否か、地区に任せるべきか

報酬や費用弁償について市から支給すべきか否か

- ・住民自治協議会の役員は、市長からの委嘱でない。市長から委嘱された方には報酬を払うことができるが、地区の総意で役員は選出される。
- ・基本的に賛成。ずくだし支援事業補助金あるいは協定による事業費の中には、人件費は算定されているはず。費用弁償は支出できる。報酬は、地区それぞれの考え方で、地域住民の区費などを含めた中から検討していただく。自由にお任せする。
- ・地域福祉計画の福祉ワーカーの人件費は、市から出る。その整合性を取る必要がある。地区社協の会長は大体無報酬だが、ワーカーが報酬をもらうということになると、地域としてはアンバランスで扱いに困る。地域としてやりづらくなる。どちらかといえば福祉ワーカーの方を考え直していただきたい。

地域福祉計画の地域福祉ワーカーは、役員ではないのでは。地区社協の中で地域福祉ワーカーを配置して活動していく、そのための人件費というのは意味合いが違うと理解している。詳しい内容については、次回お話申し上げたい。

たぶん身分上、あるいは処遇の扱いのやり方が違うのだと思う。

- ・地区に任せるということは、区費の中から負担金を賄うことになる。住民は、区費はを上げたくない。実際に住民自治協議会が始まって役員になった方は、負担が大きい。人選がもめる。地域に下ろした時に地域住民が納得するかどうか不安。市の考え方は正論でもっともだと思うが。

それが住民自治。役所は手を引くと言っている。あんたたち決めてね、ということ。

ある意味、それこそ住民自治。どういう負担をして、どういう仕事をやっていくか。

論点の確認

基本的に地区に任せる。費用弁償については、例えば「ずくだし補助金」の中で対応できるものもある。方針として事務局の提案は妥当だろうという意見が多い。

3 議事（その他）

- ・支所の充実を図れば職員総数が増えるとするが、支所の充実をすれば職員数が必ずしも増えないと思う。支所の充実をすれば本庁の職員が減る、それだけ業務が減る。
- ・10月10日のシンポジウムで、市長から、地域総合事務所に部長級を配置したいがそれは引っ込めたという話があった。審議している段階で、諮問をした市長からこれを引っ込めたという発言があった。諮問されたことがあの発言でひっくり返された。
- ・「職員による支援を手厚くすると住民自治の本分から外れるのではないか」というのは、きつい文章、表現。職員がやっても、住民の意向を受けて住民のためにやる仕事であれば、住民自治から外れるものではないと思う。必ずしも自分の手でやらなければ住民自治ではないという論議はおかしい。

いずれにしても程度の問題。支所の機能を扱う中で、どれだけ住民に対して支援をすべきなのかというテーマで議論するべき。

以上